第百三十一条の十七第四項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百三十一条の十九第三項中「同号ロ」を「、同号ロ」に、「当該通算法人が」を「第百三十一条の十九第一項において準用する第百三十一条の八第一項第二号ロの他の通算法人が」に改める。

第百三十三条中「前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は」を削り、「十万円未満であるもの」の下に「（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百三十三条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「除く。」を「除く。以下この項において「対象資産」という。」に、「がその」を「が当該対象資産（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第三項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項、第二項、第四項又は第五項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百三十九条の八第八項中「第百十九条の三第七項」を「第百十九条の三第十項」に改める。

第百三十九条の十第二項第一号イ中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同号ロ中「これらの規定を」を「当該事業年度又は同項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合に限る。）若しくは」に、「場合を含むものとし、同条第四項」を「同条第八項第六号ロ若しくは第七号（同法第四十二条の十二の五第二項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に、「又は」を「又は同法」に改め、同項第二号ロ中「同項の規定を」を「同条第七項又は第十三項にあつては、中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）若しくは」に、「場合を含むものとし、」を「同条第十三項（に、「、第四十二条の六第二項」を「又は同法第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の九第一項若しくは第二項」を「第四十二条の九」に改め、「（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「）又は」を「）若しくは」に改める。

第百四十一条の三第八項及び第百四十一条の八第四項中「第十七項」を「第十八項」に、「同条第二十一項又は第二十二項」を「同条第二十三項又は第二十四項」に改める。

第百四十三条中「第九条の七第七項（道府県民税からの外国法人税額）を「第九条の七第六項（外国の法人税等の額」に、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第七項」に、「市町村民税からの外国法人税額」を「外国の法人税等の額」に改める。

第百四十五条の三中「規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「掲げる国外源泉所得に含まれるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、法第六十九条第四項第二号に掲げる国外源泉所得に含まれないものとする。

第百四十六条第八項中「第九条の七第九項」を「第九条の七第八項」に、「同条第十項各号」を「同条第九項各号」に、「第十一項各号に」を「第十項各号に」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「第四十八条の十三第十項」を「第四十八条の十三第九項」に、「第四十八条の十三第十一項各号若しくは第十二項各号」を「第四十八条の十三第十項各号若しくは第十一項各号」に、「第四十八条の十三第十五項」を「第四十八条の十三第十四項」に、「第九条の七第十項各号」を「第九条の七第九項各号」に改める。

第百四十八条第二項第二号を次のように改める。

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　前項の通算法人の当該通算事業年度の所得金額と他の通算法人の他の事業年度の所得金額の合計額とを合計した金額

ロ　前項の通算法人の当該通算事業年度の欠損金額と他の通算法人の他の事業年度の欠損金額の合計額とを合計した金額

第百四十八条第三項中「同号ロに規定する」を削り、「とは、」の下に「それぞれ」を、「の規定」の下に「（以下この項において「対象規定」という。）」を加え、「いう」を「いい、同号ロに規定する当該通算事業年度の欠損金額及び他の事業年度の欠損金額とは、それぞれ対象規定を適用しないで計算した場合の当該通算事業年度において生ずる欠損金額及び当該他の事業年度において生ずる欠損金額をいう」に改め、同条第四項中「法第六十九条第一項に規定する国外所得金額」を「第百四十一条の二各号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の合計額」に改め、同条第九項中「同項第二号イに掲げる金額」を「同項第二号イに規定する当該通算事業年度の所得金額若しくは同号ロに規定する当該通算事業年度の欠損金額」に改める。

第百七十七条第二項を次のように改める。

2　次に掲げるものは、法第百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

一　所得税法施行令第二百八十三条第一項（国内業務に係る貸付金の利子）に規定する利子

二　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得

第百七十八条第六項中「の各号」を削り、「同項第四号ロ」を「同号ロ」に改め、同条第七項中「の各号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の資本の払戻し（法第二十四条第一項第四号（配当等の額とみなす金額）に規定する資本の払戻しをいう。ロにおいて同じ。）又は解散による残余財産の一部の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合が百分の五以上であるとき。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該払戻し等に係る払戻等割合（第百十九条の九第一項（資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等）に規定する払戻等割合をいう。ロにおいて同じ。）に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合

ロ　当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合　当該払戻し等に係る株式又は出資の種類ごとに、その種類の株式又は出資に係る払戻等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合の合計割合

第百八十四条第一項第十一号中「及び第二項」を削り、「代替資産（同条第一項に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む）を「取得をした代替資産及び改良をした損壊資産等並びに同条第二項に規定する交付を受けた代替資産（以下この号において「代替資産等」という。）に、「これらの規定」を「同条第一項」に改め、「又は」の下に「同条第二項に規定する」を加え、「当該代替資産」を「代替資産等」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　法第五十五条（不正行為等に係る費用等）　次に定めるところによる。

イ　法第五十五条第三項に規定する事業年度の確定申告書（同項に規定する確定申告書をいう。イにおいて同じ。）を提出していた場合に法第二十二条第三項第一号に掲げる原価の額、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額から除かれる金額は、その提出した当該確定申告書に記載した法第百四十四条の六第一項第一号（確定申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る法第五十五条第三項に規定する修正申告書に記載した国税通則法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額とする。

ロ　法第五十五条第四項各号に掲げるものの額は、外国又はその地方公共団体により課される当該各号に掲げるものの額に相当する額を含むものとする。